

茨城県立医療大学における研究費の不正使用防止に関する規程

平成27年3月18日
医療大訓第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）の防止に関する措置等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、不正使用とは、実態と異なる謝金の請求、実態と異なる旅費の請求、業者への預け金、その他関係法令等に反して研究費（本学で執行されるすべての研究費をいう。以下同じ。）を使用することをいう。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学を統括し、不正防止及び研究費の運営・管理について最終的責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）として、不正使用防止のために適切な措置をとるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者の責任の範囲は、不正使用に関することとする。

(不正防止計画の策定)

第5条 最高管理責任者は、不正発生の要因を把握し、不正使用防止の対策を講ずるため、不正防止計画を策定する。

2 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗状況を管理する。

(不正防止計画推進本部)

第6条 不正防止計画を推進するため、最高管理責任者のもとに、不正防止計画推進本部を置く。

2 不正防止計画推進本部は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること
- (2) 不正防止計画の推進に関すること
- (3) 不正防止計画の検証に関すること
- (4) コンプライアンス教育の実施に関すること

3 不正防止計画推進本部は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 副学長

- (2) 事務局長
- (3) 付属病院長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 研究科長
- (7) 事務局次長
- (8) 総務課長
- (9) 教務課長
- (10) その他最高管理責任者が必要と認めた者

- 4 不正防止計画推進本部を統括する者として、不正防止計画推進本部長を置き、副学長をもってこれに充てる。
- 5 不正防止計画推進本部長は審議した結果について、最高管理責任者に報告する。
- 6 不正防止計画推進本部の事務は、教務課において処理する。

(内部監査)

第7条 本学における研究費の執行状況を監査するため、内部監査部門を置く。

- 2 内部監査部門は、最高管理責任者が指名する職員複数名により構成する。
- 3 内部監査部門は、不正防止計画推進本部と連携して本学全体をモニタリングすると同時に、監査計画を立案し、監査を実施する。
- 4 内部監査部門は、本学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施することにより、恒常的に組織的牽制機能の充実及び強化を図る。
- 5 内部監査部門は、年一回定期監査及びリスクアプローチ監査を行うものとする。
- 6 内部監査部門は、前項の規定に関わらず、必要に応じ、随時監査及びリスクアプローチ監査を行うことができる。
- 7 内部監査部門は、監査を行った結果について、最高管理責任者及び不正防止計画推進本部長に報告するものとする。
- 8 内部監査部門は、監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として学内で周知を図り、不正防止計画推進本部と連携して類似事例の再発防止を徹底する。

(相談窓口)

第8条 本学内外からの研究費の使用等に関する相談を受け付けるために、相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、総務課及び教務課に置く。

(告発窓口)

第9条 本学内外からの不正使用に関する告発を受け付けるために、告発窓口を設置する。

- 2 告発窓口は、教務課に置く。
- 3 告発窓口は、告発を受けた場合には、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、告発を

受け付けた旨を当該告発を行った者（以下「告発者」という。）に通知する。

4 統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、速やかに最高管理責任者に報告する。

（秘密の保持）

第10条 告発窓口の職員は、告発の内容及び告発者の秘密を守るため、適切な方法を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、告発者、当該告発の対象となった者（以下「被告発者」という。）、告発の内容及び調査の内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持の徹底に努めるものとする。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が、何らかの事由により漏洩した場合には、告発者及び被告発者の了解を得た上で、調査中に関わらず当該告発に係る事案について公表することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩した場合には、当該者の了解は不要とする。

（告発者の保護）

第11条 最高管理責任者は、当該告発者に対して、告発を行ったことを理由として不利益な取扱いが行われないよう適切な方法を講じるものとする。ただし、調査の結果、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）による告発であったことが判明した場合には、この限りではない。

（不正使用の調査）

第12条 最高管理責任者は、第9条第4項の報告を受けた場合には、調査委員会を設置し、調査を行う。

2 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

3 調査委員会は、副学長、事務局長、その他最高管理責任者が必要と認めた者複数名により構成する。ただし、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有する者は除くものとする。

4 前項の調査委員会には、本学に属さない第三者を複数名含むものとする。

5 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正使用の有無を認定する。

6 調査委員会は、認定の結果を最高管理責任者に報告する。

7 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、配分機関に報告する。

8 最高管理責任者は、第6項の報告を受けた場合には、調査の結果を被告発者に通知する。

（不服の申し立て）

第13条 被告発者は、前条第5項の認定に対し不服がある場合には、最高管理責任者に調査委員会による再調査を申し立てることができる。

(認定後の措置)

第 14 条 最高管理責任者は、調査委員会の調査又は前条の規定に基づく再調査の結果、不正使用が認定された場合は、当該認定をされた者に対してただちに当該研究費の使用中止の命令措置をとるとともに、これを公表し、配分機関に報告しなければならない。

(是正措置)

第 15 条 最高管理責任者は、前条の措置を講じるほか、当該事案に関する是正措置及び再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。